

現行プラン	新たな動き（法・制度改正、社会意識の変化等）	参考資料、会議等
I 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 （1）次世代育成に向けた教育及び意識啓発の推進 （2）あらゆる世代における男女共同参画の推進	○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組強化	2020.5～（内閣府）：「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」に基づく取組の推進
	○男女共同参画センターの機能強化	2022.6（内閣府）：女性版骨太の方針2022でNWECの内閣府移管の方針を発表
II 方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 （1）方針の立案・決定過程への女性の参画拡大 （2）方針の立案・決定過程への参画に向けた女性の人材育成	○女性デジタル人材の育成	2022.4（内閣府）：「女性デジタル人材育成プラン」の策定
	○理工系分野等の女性の人材育成	2022.6（内閣府）：女性版骨太の方針2022で、理工系分野への進学を選択する女子学生への支援を推進
	○女性起業家の育成・支援	2023.6（内閣府）：女性版骨太の方針2023で「J-Startupにおいて女性の起業家の割合を20%とすることを目指す」等の方針を発表
	○プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等	2023.6（内閣府）：女性版骨太の方針2023で「2030年までに女性役員の比率を30%以上にすることを目指す」等の方針を発表
	○ウーマンズ・パビリオン	2025（内閣府、経産省）：国内外の女性活躍に向けた取組を紹介することを目的に、2025大阪・関西万博に出展
III 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの推進 （1）職業生活における活躍支援 （2）働き方の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進 （3）男性の家事・育児等への主体的取組の促進	○産後パパ育休の創設	2021.6（厚労省）：育児・介護休業法の改正（2022.4から順次施行）
	○テレワーク等多様な働き方の定着	2022.6（厚労省）：テレワークを導入する企業向けの相談窓口を開設
	○301人以上の企業に男女の賃金差異の開示義務付け	2022.7（厚労省）：女性活躍推進法の省令改正
IV 多様な立場の人々が安心して暮らせる環境の整備 （1）女性に対するあらゆる暴力の根絶 （2）様々な困難を抱える人々への支援 （3）生涯を通じた男女の健康支援	○女性支援の強化	2022.5（厚労省）：困難女性支援法の成立（2024.4施行）
	○性暴力・性犯罪対策の強化	2022.6（内閣府）：AV出演被害防止・救済法の成立 2023.3（内閣府）：性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針、（内閣府等）「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」 2023.5（内閣府）：「配偶者暴力加害者プログラム実施のための留意事項」の策定 2023.6（法務省）：刑法の改正（2023.7施行） 2023.7（内閣府）：「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のとりまとめ 2023.9（内閣府）：男性・男児のための性暴力被害者ホットラインの開設
	○DV対策（精神的DVも保護対象に追加）	2023.5（内閣府）：DV防止法の改正（2024.4施行）
	○LGBTQ	2023.6（内閣府）：LGBTQ理解増進法の成立
	○「女性の健康」ナショナルセンターの構築（R6～）	2023.6（厚労省）：こども未来戦略方針